

# 車両乗入施設設置工事の申請について

## I はじめに

### 1 道路敷一部現状変更工事

道路に関する工事又は維持については、道路管理者が行うことが原則ですが、道路法第24条の定めるところにより、道路管理者以外の者でも、道路管理者の承認を受け、工事を行うことができます。

このような工事を京都市では「道路敷一部現状変更工事」と呼んでいます。

### ※ 道路法第24条抜粋

(道路管理者以外の者の行う工事)

道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項、第19条から第22条の2まで又は第48条の19第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

### 2 車両乗入施設設置工事

車両乗入施設設置工事は、車両乗入施設(歩道の切下げ)を必要とされる方が工事費用等を自己負担し、上述の道路敷一部現状変更工事により申請者において歩道を改築するものです。

道路敷一部現状変更工事の中でも、車両乗入施設設置工事の申請が特に多いことを鑑みて、本市では、「車両乗入施設設置承認申請書」の様式を別に用意しています。

車両乗入施設の設置を計画されている場合は、本書をご参照いただくとともに、管轄の土木みどり事務所にご相談のうえ、申請書を作成してください。

### 3 車両乗入施設設置にあたっての注意事項

車両乗入施設は道路の一部であり、歩行者等の一般の通行に優先して設置できるものではありません。

また、道路の構造は、交通事情の変化に伴って変更されること(中央分離帯の設置等)があり、使い勝手に制約がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

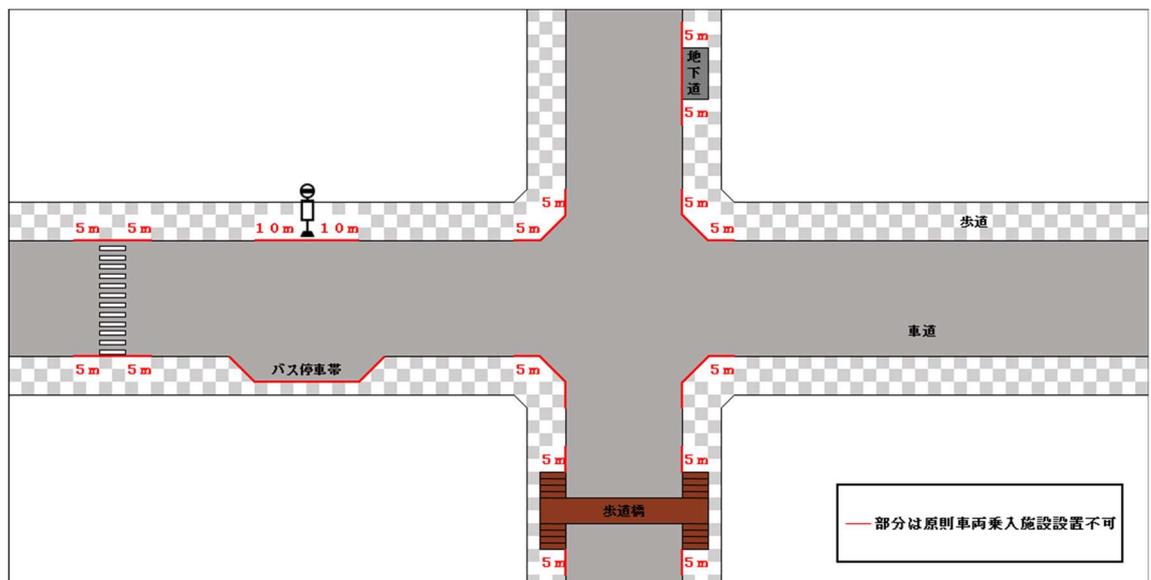
## II 設置条件

### 1 車両乗入施設設置箇所の制限

以下の箇所については、原則として車両乗入施設の設置を認めていません（工事用等の一時的なものを除く）。

- (1) 河原町通（御池通～四条通）及び四条通（東大路通～烏丸通）
- (2) 次に掲げるアからケまでの場所
  - ア 横断歩道及び前後 5 m 以内の部分
  - イ トンネル、洞門等の前後各 50 m 以内の部分
  - ウ バス停留所内、ただし、停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から 10 m 以内の部分
  - エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分
  - オ 主要道路と主要道路の交差点内及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分、ただし、T字型交差点の突き当たりの部分を除く
  - カ バス停車帯の部分
  - キ 橋の部分
  - ク 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
  - ケ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合を除く

#### 【車両乗入施設設置禁止箇所例】



## 2 車両乗入施設の承認

車両の格納場所等があり、やむを得ないものについて承認します。

また、設置箇所は、原則として1施設1箇所としていますが、複数箇所必要となる場合は、管轄の土木みどり事務所にご相談ください。

なお、車両乗入施設は、原則として10m以上の離隔が必要です。

## 3 車両乗入施設の形状

歩道に対して直角に乗り入れることが原則です。

なお、乗入箇所に街路樹、電柱等の障害物がある場合は、交角60度以上の角度で乗り入れ、極力街路樹等を避けることとしています。

また、車両乗入施設の長さは以下のとおりとしますが、地形上困難な場合は管轄の土木みどり事務所にご相談ください。

- ・ 積載重量2トン以上…水平切下げ部分6m以内
- ・ 積載重量2トン未満…水平切下げ部分4.2m以内

## 4 車両乗入施設の構造、工法、舗装構成

「乗入れ工事標準図」等を参考に、構造等について管轄の土木みどり事務所と協議を行い、計画図面を作成してください。

## 5 街路樹の移植

車両乗入施設の設置にあたり、街路樹の移植が必要な場合は、本市みどり政策推進室と協議のうえ、「街路樹移植願」を本申請と併せて提出してください。

なお、根囲工の構造は「街路樹根囲工構造図」のとおりとします。

## 6 費用負担

当該工事に係る一切の費用は申請者負担となります。

## 7 不要となる車両乗入施設の措置

不要となり次第、直ちに管轄の土木みどり事務所に届け出て、承認を受けた後、原状回復を行ってください。

### Ⅲ 申請

#### 1 申請の方法

管轄の土木みどり事務所と協議のうえ、様式に必要事項を記載し、その他資料と併せて提出してください。

なお、申請書の様式は管轄の土木みどり事務所で入手できるほか、京都市のホームページ上にも掲載しています。

#### 【管轄土木みどり事務所一覧】

土木みどり事務所	担当区	所在地	TEL
北部土木みどり事務所	北区、上京区	北区大宮東脇台町8	492-3111
左京土木みどり事務所	左京区	左京区高野竹屋町4	791-9134
東部土木みどり事務所	東山区、山科区	山科区西野様子見町1-2	591-0013
南部土木みどり事務所	下京区、南区	南区東九条下殿田町70-2	691-3158
西部土木みどり事務所	中京区、右京区	右京区西院西貝川町31	871-6721
京北・左京山間部土木みどり事務所	右京区京北、左京区花脊・久多・広河原	右京区京北周山町上寺田1-1京北合同庁舎1F	852-1819
西京土木みどり事務所	西京区	西京区桂乾町9	392-9260
伏見土木みどり事務所	伏見区	伏見区表町578	611-5371

#### 2 申請書類一覧

主な申請書類は以下のとおりです。

- 車両乗入施設設置承認申請書（様式1～3）
  - 位置図
  - 平面図
  - 乗入れ工事標準図
  - 現場写真
  - 施工図
  - 街路樹移植願（必要な場合のみ）
- } 2部提出

なお、必要に応じて追加資料を求める場合がありますので予めご了承ください。

#### IV 標準図

○ 乗入れ工事標準図

- ・ A (植樹帯の幅員内ですりつけを行う構造)
- ・ B (歩道等内においてすりつけを行う構造)
- ・ C (歩道等の全面切下げを行う構造)